

調布市議会改革検討代表者会議第18回会議日程

平成24年11月9日 午後2時
於 全 員 協 議 会 室

1 第17回代表者会議合意事項【合意資料12】

(1) 議会広報特別委員会設置について

2 検討・協議事項

(1) 議会の機能強化について

継続協議

(2) 委員長報告について

(3) 議員定数の削減について

(4) 委員報酬の廃止について

(5) 通年議会について

(6) 議会基本条例について

3 その他

合意資料12：第17回代表者会議合意事項

資料55：第18回検討資料

資料56：基本条例（案）全文

合 意 事 項

第18回代表者会議報告
(平成24年11月9日)

分 野	提 案 番 号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
1. 議会広報特別委員会設置について(整理表協議事項番号6)							
⑥ 広 報 ・ 公 聴 機 能 の 充 実	45	議会広報特別委員会を設置し、情報公開のあり方を検討し実行する		議会活動を市民に分かりやすく知らせるとともに、議会に対する関心を高めてもらう。	<input type="checkbox"/> 開かれた議会を目指すため、議会活動を市民にお知らせする広報活動は不可欠である。 <input type="checkbox"/> 現行の市議会だより運営委員会を拡充し、広く議会の広報に関すること等についても検討していく。 <input type="checkbox"/> そのため、調布市市議会だより発行規程を廃止し、新たに「調布市議会広報委員会要綱」(資料46-2)を設置する。 <input type="checkbox"/> このため、議会広報特別委員会は設置しない。	調布市議会広報委員会要綱は、12月施行を目途とする。	開かれた議会を目指し、議会広報委員会を新たに設置し、議会活動の広報を充実させる。

第 18 回 検 討 資 料

第18回代表者会議提案
(平成24年11月9日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
1. 議会の権能強化について(整理表協議事項番号19) 継続協議				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	97	行政への監視機能強化	公明党	☐ 行政への監視・政策提言機能の強化
	98	政策提言機能強化	公明党	
	99	議員研修の実施(適宜適切な研修計画をたて実践する。議会改革研修も併せて実践する)	元気派	☐ 議員研修の実施
	100	議員研修・勉強会を開催する(財政分析・議会基本条例など、政策づくりに即した研修を実施)	生活者	
	106	1日1常任委員会開催とし、必要に応じ特別職の出席を求めることができる	共産党	☐ 1日1常任委員会開催と特別職出席
	107	1日1常任委員会の開催とし、市長等特別職も出席する	生活者	
	108	1日1委員会の開催	元気派	
	114	予算・決算特別委員会の設置(特別職出席し総括的視野の審議を特別委員会で、詳細は所管委員会で)	共産党	☐ 予算・決算特別委員会の設置
	115	予・決算特別委員会、事案(議会基本条例・基本構想等)特別委員会の設置(特別職出席・詳細は各所管委員会で審議する)	元気派	
116	予算・決算特別委員会、事案特別委員会の設置	みんな		

第 18 回 検 討 資 料

第18回代表者会議提案
(平成24年11月9日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
2. 委員長報告について(整理表協議事項番号20)				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	109	委員長報告は審査結果のみとする。	民主・社	<input type="checkbox"/> 審査結果のみとする <input type="checkbox"/> 審査結果だけでなく、経過についても省略せず説明する <input type="checkbox"/> 委員長報告に対し、賛成・反対討論が行えるようにし時間制限(1分)を設ける 委員会報告時間制限見直し <input type="checkbox"/> 委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証 委員会報告の見直し
	110	本会議での委員長報告は、審査結果だけでなく経過についても省略せず説明すること	元気派	
	111	委員長報告に対し、賛成・反対討論を行えるようにし、時間制限(1分)を設ける	民主・社	
	112	委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証	創政会	
3. 議員定数の削減について				
⑩	122	議員定数の削減	創政会 みんな	
4. 委員報酬の廃止について				
⑩ その他	123	市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員の委員報酬を原則受けない	創政会	<input type="checkbox"/> 市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員報酬を原則受けない。報酬の廃止
	124	議員特権をなくす(委員会・審議会などの報酬を廃止する)	生活者	
5. 通年議会について				
⑧	90	通年議会(年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す)の提案	公明党	

調布市議会基本条例（案）

前	文	
第 1 章	総則	条例の目的と基本理念
第 2 章	議会と議員	の使命及び活動原則
第 3 章	市民と議会	の関係
第 4 章	市長等と議会	の関係
第 5 章	議会機能	の強化
第 6 章	議会事務局	体制
第 7 章	政治倫理	
第 8 章	政務活動費	
第 9 章	議員定数及び議員報酬	
第 10 章	条例の位置づけ及び見直し手続き	

条 例 案	説 明
前文	前文
<p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。</p> <p>議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力しながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>このため、調布市議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、市民福祉の向上の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>また、議会は、その持てる権能を十分駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務も有しています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。さらに、議事機関である議会が政策の企画立案機能を果たし、重要施策の企画立案等に議会として主導性を発揮し、住民から頼りにされる存在へ自ら変えていかなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、緑と水と賑わいのある調布のまちづくり、安心して安全に、いつまでも住み続けられるまちづくりを市民とともに進めることを目指し、ここに、調布市議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>前文では、社会背景を踏まえ、真の二元代表制を確立するため議会の使命と決意を述べています。</p> <p>→議会と市長は、それぞれの特性を生かし、市民の意思を反映させるため競い、協力しながら市としての意思決定を導く使命</p> <p>→市長と議会は対等な関係</p> <p>→市長の政策決定・事務執行に監視、評価を行い、政策の立案・提言を行う機関</p> <p>→論点・争点を市民に明らかにする責務</p> <p>→住民の意思を行財政に反映させなければならない。</p> <p>→住民から信頼される存在</p> <p>→議会の最も基本となる条例として制定</p>

条 例 案	説 明
第1章 総則	第1章 総則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民に開かれ活力ある議会を構築するために必要な基本理念を定め、議会及び議員の使命並びに議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民を代表する市政最高決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、その活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け議会活動の情報公開を進め市民との情報の共有を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。</p>	<p>この章では、条例の目的と基本理念を定めています。</p> <p>「目的」では、この条例の直接の目的として、議会の役割を明確にし、市民の負託に応えること、さらに、本来のあるべき議会活動を行うことにより、市政及び市民福祉の向上の発展に寄与することを定めています。</p> <p>「基本理念」では、議会の議決により、市民の意思が確定することを踏まえ、議会活動の基本を「市民に開かれた議会」とし、その実現のため情報公開と議論の活性化を図り、主権者である市民の意思を的確に市政に反映させる努力をし、自律した地方自治（地域主権）の確立を目指すものと定めています。</p>

条 例 案	説 明
第2章 議会と議員の使命及び活動原則	第2章 議会と議員の使命及び活動原則
<p>(議会の使命及び活動原則)</p> <p>第3条 議会は、合議制の特性を生かし、市民を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。</p> <p>(2) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、議会の議論を活性化させます。</p> <p>(4) 把握した市民の意見をもとに政策提言、政策立案を行います。</p> <p>(5) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p> <p>(議員の使命及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の活発な討議を重んじます。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。</p> <p>(3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。</p> <p>(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。</p>	<p>この章では、議会及び議員の使命、その使命を果たすための議会の活動原則について定めています。</p> <p>議会の使命は、選挙で選ばれた議員が市民の多様な意見を持ち寄り、その意見を議員同士で話し合い、集約し、市政に反映させることを使命と定めています。</p> <p>議員の使命は、直接選挙で選ばれた公職として、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命と定めています。</p> <p>議会及び議員の使命を果たすためにどのような活動をすればよいか、それぞれの活動原則を定めています。</p> <p>議員が議会で活動を行うにあたり、同様な考え方を持った者同士がグループ（会派）を組むことができます。</p>

条 例 案	説 明
第3章 市民と議会の関係	第3章 市民と議会の関係
<p>(情報公開の推進)</p> <p>第6条 議会は、調布市情報公開条例(平成 11 年調布市条例第 19 号)との整合性を図りつつ、その有する情報を市民に公開するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。</p> <p>2 議会は、本会議その他法定会議を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、議案を初めとする審議に係わる資料を明らかにします。</p> <p>4 議会は、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めます。</p> <p>5 議会は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするよう努めます。</p> <p>6 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動の充実に努めます。</p> <p>7 議会は、市民の傍聴意欲を高めるため、傍聴環境の改善に常に努めます。</p> <p>8 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開時間を傍聴者等に説明するよう努めます。</p> <p>9 議会は、開かれた議会の責務を果たすため、全ての議員の参加のもと、議会報告会を開催します。</p> <p>(広聴機能の推進)</p> <p>第7条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の声または政策的識見等を求めるとともに、多様な広報広聴手段を活用し、市民の声を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願・陳情提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けます。</p> <p>3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>この章では、「市民のための議会」との考えから、「市民に開かれた市議会」を実現するため、市民への情報公開と説明責任を柱とし、会議の公開、傍聴環境の整備、議会報告会の開催等について定めています。</p> <p>議会報告会の開催</p>

条 例 案	説 明
<p>第4章 市長等と議会の関係</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組みます。</p> <p>(議論の充実)</p> <p>第9条 議会は、市政上の論点及び課題を明確にするため、一般質問を一問一答方式あるいは一括質問方式のいずれかを選択して質問を行い、議論の充実に努めます。</p> <p>2 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるよう努めます。</p> <p>3 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、分かりやすい説明資料を求めるものとします。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性、効率性及び効果性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めます。</p> <p>2 議会は、市長等の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとします。</p> <p>(議決事件の拡大)</p> <p>第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。</p> <p>(災害時支援)</p> <p>第12条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときには、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。</p>	<p>第4章 市長等と議会の関係</p> <p>この章では、市長等(執行機関)と議会の議員を市民が直接選挙で選ぶという「二元代表制」のもとで、市長等との関係、議論の充実、監視・評価、議決事件の拡大等について定めています。</p> <p>特に、市長等との関係では、議事機関と執行機関との立場を踏まえ、常に緊張関係を維持しつつ、合議制の特性を生かし、議会としての民意の把握に努め、政策立案、政策提言等を通じて、多様な市民の意見を反映させ、市民にとって最善の意思決定を行い市民福祉の向上に資する責務を定めています。</p> <p>基本構想の議決</p> <p>議会災害対策支援本部の設置</p>

条 例 案	説 明
第5章 議会機能の強化	第5章 議会機能の強化
<p>(議会機能の強化)</p> <p>第13条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとします。</p> <p>2 議会は、行政運営の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとします。</p> <p>3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案及び政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとします。</p> <p>4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。</p> <p>(自由討議)</p> <p>第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとします。</p> <p>2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければなりません。</p> <p>(委員会活動)</p> <p>第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければなりません。</p> <p>2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任を持って行わなければなりません。</p> <p>4 委員会に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>この章では、議会が持つ本来の権限を十分に行使するため、必要な議会機能の強化について定めています。</p> <p>政策立案・政策提言</p> <p>政策研究会の設置</p> <p>議論の充実</p> <p>委員会活動の充実</p>

<p>(議員研修の充実)</p> <p>第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとします。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとします。</p> <p>(調査機関の設置)</p> <p>第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができます。</p> <p>2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。</p> <p>(予算の確保)</p> <p>第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。</p>	<p>議員研修会の充実</p> <p>調査機関の設置</p> <p>地方自治法第100条の2</p>
--	--

条 例 案	説 明
第6章 議会事務局体制	第6章 議会事務局体制
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第19条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとします。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければなりません。</p>	<p>議会機能の強化を図るためには、議員をサポートする議会事務局の体制整備が必要です。</p> <p>今後、二元代表制の趣旨に従い、議会がその役割を果たしていけばいくほど執行機関との対立・競争等は避けられません。</p> <p>また、議員立法や政策立案、政策提言を行うことについても、その基本となる政策法務の知識が求められてきます。</p> <p>議会機能の強化とともに、その議会事務局の高度なサポート体制が必要となってきます。</p>

条 例 案	説 明
第7章 政治倫理	第7章 政治倫理
<p>(政治倫理)</p> <p>第20条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>この章では、議員の政治倫理について定めています。</p> <p>議員は、主権者である市民から直接選挙により選ばれ、議員活動及び議会活動を行っています。したがって、市民から負託を受けた市民全体の代表者として、市民から信頼され、市民から疑いを招くことのない行動が求められています。</p> <p>この基本条例は、議会だけに限らず、議会を構成している議員それぞれに対する市民の信頼があつて初めて新たな議会づくりが実現するものです。</p> <p>議員自らが、議員活動の原点である政治倫理の重要性を自覚するため、単独の章を設けました。</p>

条 例 案	説 明
第8章 政務活動費	第8章 政務活動費
<p>(政務活動費)</p> <p>第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</p> <p>2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途についての説明責任を負うものとします。</p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>この章では、政務活動費を活用し、市長等に対して政策提言を行うことを規定しています。</p> <p>政務活動費は、法律の定めるところにより条例でその支出根拠を定めています。</p> <p>政務活動費を有効に活用し、市政運営に反映させるとともに、その用途については、市民への説明責任を負うこととし、透明性を求めています。</p>

条 例 案	説 明
<p>第9章 議員定数及び議員報酬</p> <p>(議員定数)</p> <p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>	<p>第9章 議員定数及び議員報酬</p> <p>議会は、市民の多様な意見を持ち寄り反映させる場であることから、議員定数については、市民による直接請求を除き、議会自らが市民の声等を十分認識し、議員又は委員会が提案する努力を規定しています。</p>

条 例 案	説 明
第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き	第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き
<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第24条 この条例は、議会の最も基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を適正に解釈し、または制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。</p> <p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第25条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければなりません。</p> <p>(見直し手続き)</p> <p>第26条 議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。</p>	<p>この章では、本条例を議会の最も基本となる条例と位置づけ、市議会の条例の制定または改廃等に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重すること、議会及び議員は条例等を遵守し、市民の負託に応えること、また、必要に応じて検討を加え、条例の見直しを行うことを定めています。</p>